コロナウィルス感染拡大防止対策と日常の支援、その現状と課題

令和５年３月24日

鳥取県西部総合事務所県民福祉局副局長
兼　米子保健所副所長
安田　敦

鳥取県の新型コロナウイルス感染症新規陽性者数の推移等

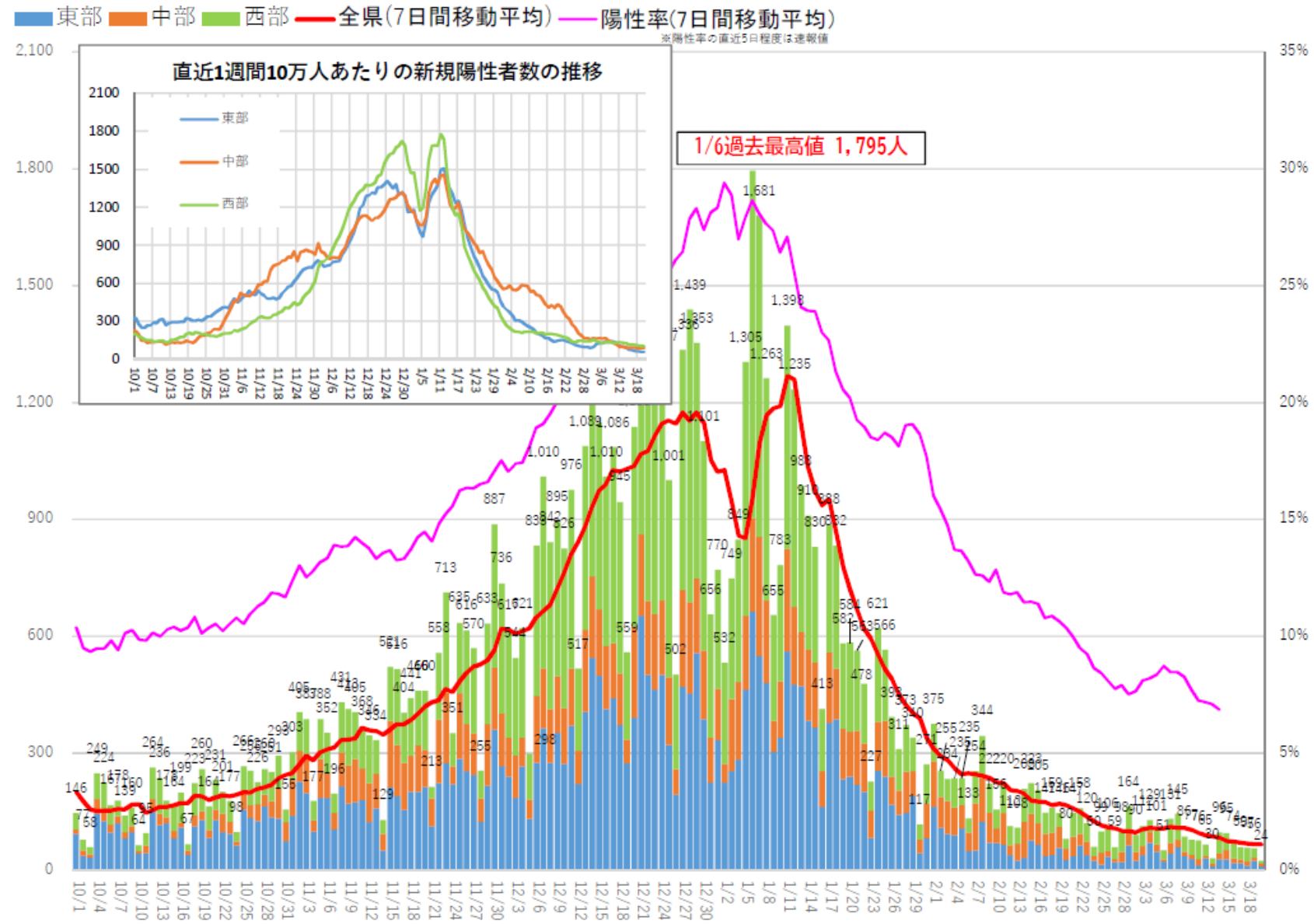

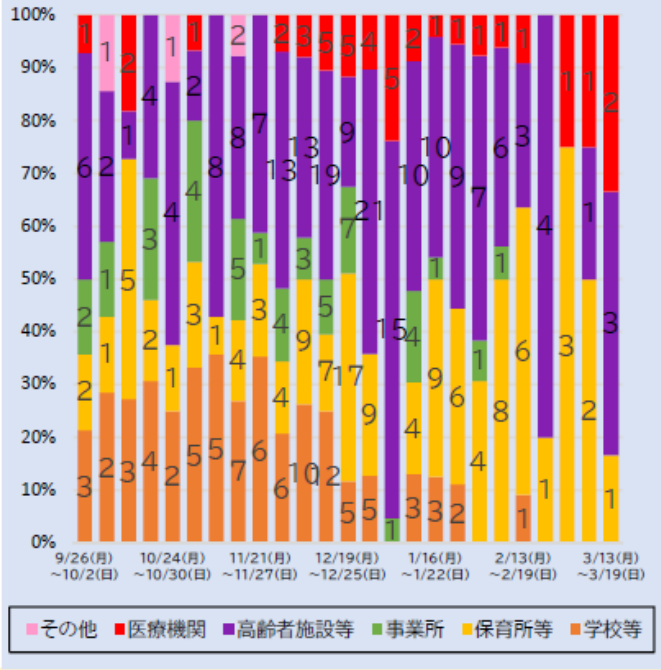

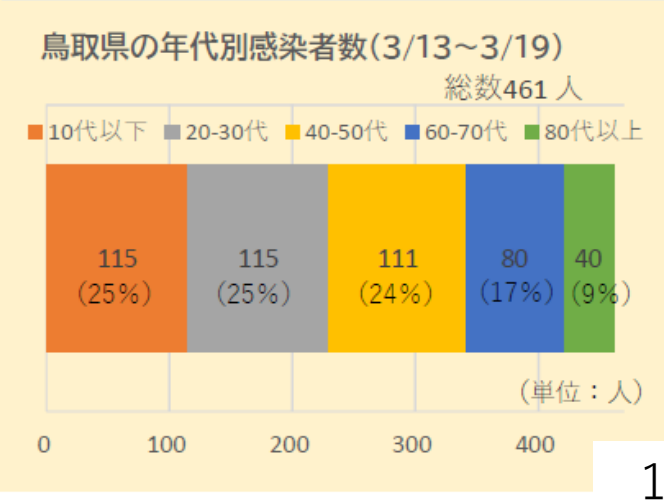

現在の福祉施設の感染対応について

本庁に「福祉・医療施設感染対策センター」を設置し、福祉施設・医療施設からの陽性者の報告を受け、速やかに感染状況の把握等を行うとともに、施設の相談等に応じる体制を整備し感染拡大抑制を図る。

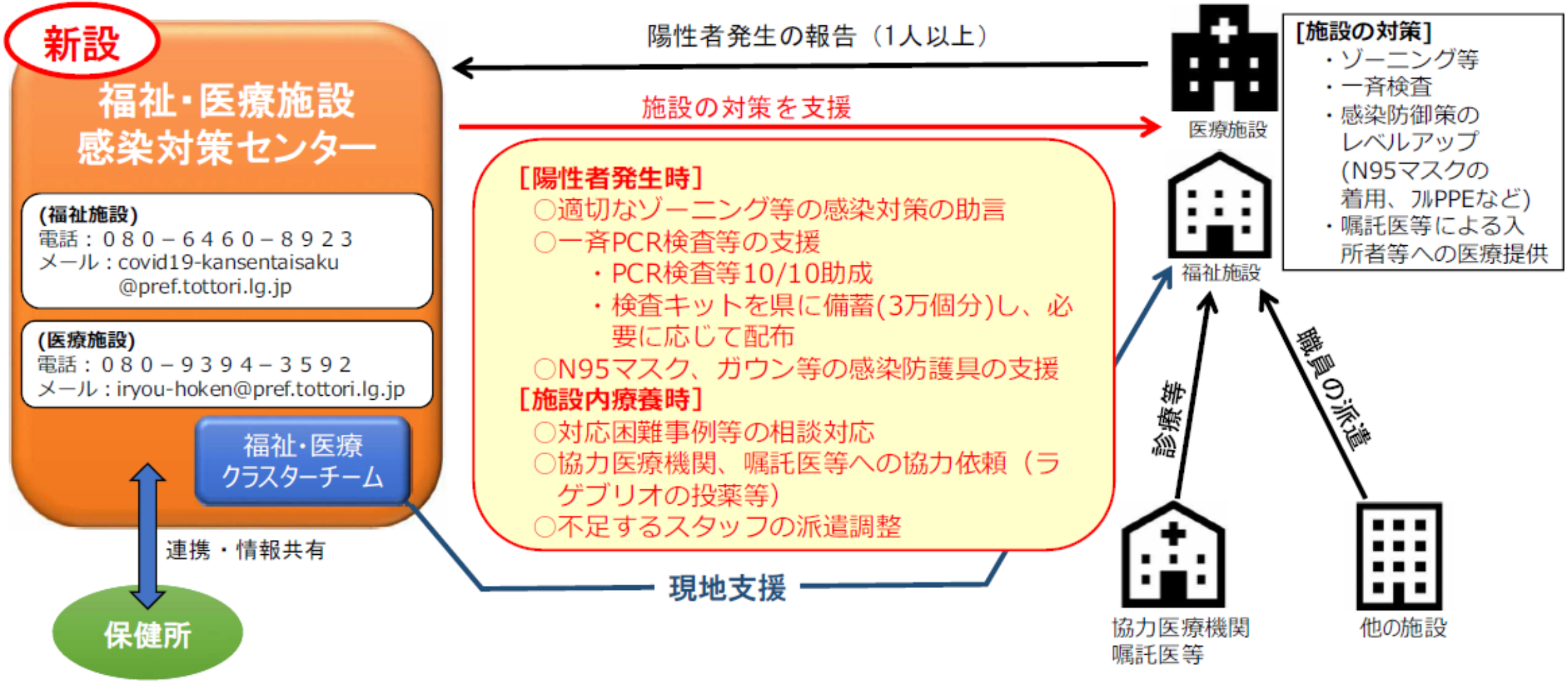

５類感染症への見直し以降

5類感染症への見直しに伴う患者対応方針

◆5月8日以降は通常医療による対応が基本となるが、急激な負担増で受診控え等が生じないよう、**一定期間は公費支援が継続・拡充される（コロナ治療薬は引き続き無料、高額療養費制度に2万円の追加軽減を上乗せ）**

◆陽性者や濃厚接触者に対する**外出自粛要請等の行動制限は終了**

➡ **従業員が感染した場合、各事業者におかれましては、職場に感染を広げないための対策をお願いします**

◆県は、より幅広い医療機関でコロナ患者の診療が行われるよう、**医療機関への働きかけと支援を強化**
また、コロナ患者が受診や症状悪化時等に困らないよう、**5月8日以降も相談窓口を開設予定**

5月8日 類型見直し

		新型インフルエンザ等感染症（2類相当）	5類感染症
検査	無料検査	3月末まで → 感染動向を踏まえ5月7日まで延長	終了（市販の抗原検査キットによる自主検査を推奨）
	濃厚接触者（同居家族等）	行政検査として実施	症状があれば医療機関受診（通常医療での対応へ）
	高齢者施設等の従事者	感染対策として費用助成	当面の間、継続
医療費（公費支援）	外来受診	陽性確定後は基本的に全額公費負担（確定前は初診料等の自己負担あり）	他の疾病と同様に自己負担あり ただし、当面の間、 ・コロナ治療薬は公費支援により無料 ・高額療養費制度適用後、2万円を上限に追加軽減
	入院	基本的に全額公費負担	
患者支援	相談対応	受診相談センターが医療機関を案内	相談機能を拡充の上、当面の間、継続
	健康観察、物資配送	保健所及び陽性者コンタクトセンターが在宅療養等をサポート	終了（受診相談・症状悪化時の相談等は上記窓口で対応）
陽性者数の発表		毎日公表（全数）	毎週公表（定点）※インフルエンザと同様

5類感染症への見直しに伴う医療提供体制の移行

- ◆ 5類移行後（5月8日以降）は、幅広い医療機関が診療を行う通常医療としての対応が基本
- ◆ 5類に円滑に移行し、切れ目なく医療提供を行うため、医師会等と協議の上 4月21日までに「移行計画」を策定

※移行計画：円滑な移行を目的に、オミクロン株の流行を前提とし、5月8日から9月30日までの期間について、入院受入れの具体的な目標値等を設定するもの

令和5年3月　4月　5月　5月8日 類型見直し　特別対応から通常対応へ転換　10月　令和6年4月

2類相当　移行準備期間　5類感染症へ　新たな診療体系

●医療機関向け説明会・感染対策研修会　●診療の手引き、感染対策ガイドライン等の周知
●地域医療連携体制の強化（役割分担、連携方法等の明確化と共通認識）（※圏域ごとに検討）

施設整備・設備整備を支援し、医療機関の感染対策を充実

外来

診療・検査医療機関（計317機関）

入院協力医療機関（計19機関）

引き続き協力要請するとともに更に拡充

外来診療医療機関（計317機関＋α（新規））

病院及び有床診療所（計19機関＋α（新規））

インフルエンザ等の疾患と同様に幅広い医療機関での診療対応を進める

入院

（病床の確保）
現行の行政主導による病床確保から、幅広い医療機関による柔軟な病床運用へ段階的に移行

確保病床（入院協力医療機関）

一般病床 確保病床 → 9月末まで → 一般病床 確保病床 → 一般病床

受診調整・入院調整

保健所が入院調整

➤必要に応じて病状評価のためのメディカルチェックを実施
メディカルチェックセンター（計8機関）　5/7まで

病病・病診連携による医療機関同士の入院調整を基本
※行政は後方支援（病床ひっ迫時等の入院調整支援等）

病状評価が必要な場合は医療機関同士の受診調整（紹介）を基本

在宅療養

往診・オンライン診療・外来診療

通常医療として継続（往診に対する診療報酬上の特例も引き続き継続）

宿泊療養

段階的縮小（各圏域1施設ずつ）

終了（外出自粛要請が終了するため）

コンタクトセンター

県及び鳥取市が陽性者登録・健康観察・相談対応を実施

「新型コロナウイルス感染症相談・支援センター（仮）」において受診相談・症状悪化時の相談等を実施

クラスター対策の変更

- 現在流行している新型コロナウイルスは、**オミクロン株の範囲内での変異**であり、**感染対策が大きく変更するものではない。**
- 感染力は高く感染者が多く確認されているが**重症となる者が減少**している状況であり、クラスター対策として**条例上の特別の措置を行う緊急性が少なくなっている。**
- このため、クラスター対策条例による対策から**新たなクラスター対策に移行**する。
  移行日：3月27日（主な学校の修了式（3/24）の翌週から）

【移行後のクラスター対策の概要】

①高齢者施設・医療機関

・重症化リスクが高い者が多く入所・入院している**高齢者施設・医療機関の感染拡大防止対策**は**引き続き実施**
・県への報告等の事務作業を軽減し、施設における速やかな対策を進めていただく手法に変更
・PCR検査支援拡充（10/10補助） ➡ 当面継続

②保育所、学校等

・各施設の感染拡大防止対策のノウハウも出来つつある状況
・**自主的な対策に移行**（必要な助言、検査支援は、市町村とも協力しながら引き続き実施）

＜クラスターの把握と公表＞

- 上記①及び②の施設について、当面、**7日間で5名以上の陽性者が確認**された場合、**県へ報告**
  ※7日間以内に5名以上確認した時は、直ちに県へ報告
- **施設内感染と認められる者が5名以上確認された場合**は、当面、次の内容を定期的に**公表**することで調整中
  公表内容（案）：**市郡別**に、**発生施設ごと**に**陽性者数・施設分類**を公表（施設名の公表なし）

令和5年4月以降のワクチン接種

○令和5年4月以降のワクチン接種は、引き続き、自己負担なしで接種できます。
○接種を希望される場合に速やかに接種できるよう、医療機関・市町村・県で連携協力して接種体制を構築します。

【4月1日～5月7日】
○すべての方を対象にした追加接種（3回目以降）が可能です。まだの方は早めの接種をお願いします。
⇒ 医療機関による個別接種を中心に、必要に応じて集団接種会場を開設
※小児接種（5～11歳）は県営接種会場（イオンモール日吉津）を開設
〈開設日〉3月26日（日）、4月9日（日）、23日（日）

【5月8日～8月末】
○5～64歳までの基礎疾患を有する方、65歳以上の高齢者、医療従事者等は、さらに1回のみ追加接種が可能です。

○基礎疾患のない5～11歳までの方は、引き続き、追加接種（3回目以降）が可能です。
⇒ 医療機関による個別接種を中心に、必要に応じて集団接種会場を開設

【9月～12月末】
○5歳以上のすべての方が、さらに1回のみ追加接種が可能です。
⇒ 接種体制については今後検討

※ 6か月～4歳の乳幼児の初回接種（1～3回）、5歳以上の初回接種（1・2回）については、通年で接種可能です。

（参考）令和5年度における新型コロナワクチンの接種のイメージ

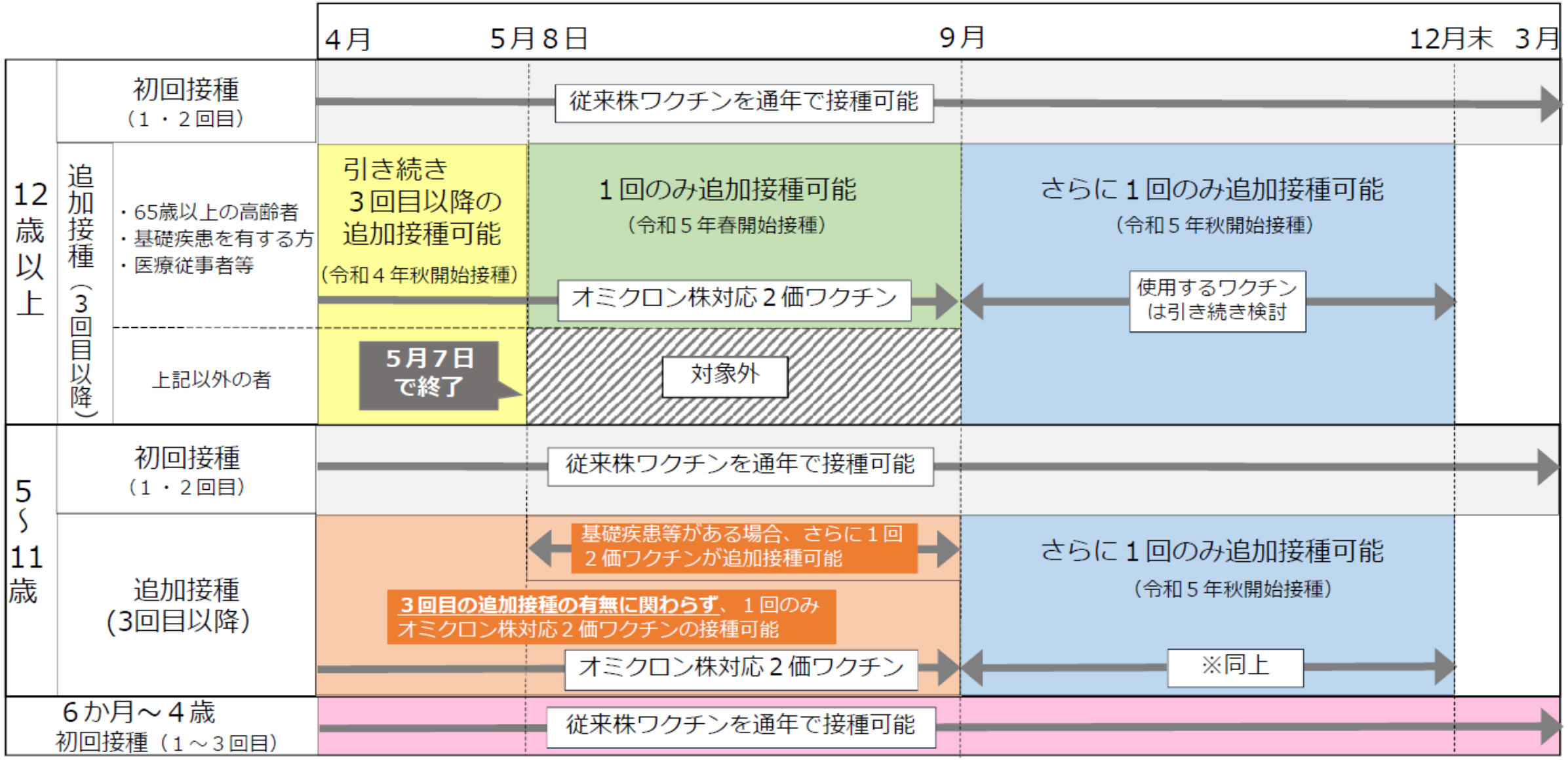

※令和5年度中（令和6年3月31日まで）は引き続き自己負担なし